

農業用ハウス等の受入れについて

吾妻東部衛生センターでは、中之条町（旧六合村を除く）・高山村・東吾妻町を対象に、先の大雪により倒壊した農業用ハウス等の受入れについて、下記によりお受けしますのでお知らせします。

記

○対象：一般家庭・農業者等

注意：解体業者などに依頼して解体した場合は、産業廃棄物に該当することから受入できません。解体業者や産業廃棄物処理業者などへ相談してください。

○農業用ビニールハウス

・パイプ（金属製）

搬入可能です。（長さは約2mまでとします。）

処理手数料

事業として使用した農業用ビニールハウス ⇒ 無料

家庭用として使用した農業用ビニールハウス ⇒ 無料

・ビニール（ハウス用・農業用など）

→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

・ガラス（ハウス用）

→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

○カーポート

・塩ビ板・支柱（鉄・アルミ）・トタン板

搬入可能です。（長さは約2mまでとします。）

処理手数料 ⇒ 無料

・基礎のコンクリート

→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

○倉庫・車庫など

・木くず等

搬入可能です。（長さ約1m・太さ約10cmまでとします。）

処理手数料 ⇒ 無料

・スレート

→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

※2/28 以前に搬入された分については、本人確認ができれば返金します。